

平成26年7月に道路法施行規則が改正され、道路管理者は全ての橋梁について、5年に1度、近接目視による点検が義務化されました。

点検は「山形県橋梁点検要領（平成29年6月）山形県県土整備部」及び「山形県橋梁長寿命化総合マニュアル（平成27年2月）山形県県土整備部」に準拠して実施しました。

点検結果を健全性の4区分に診断し、計画的な補修を進めていきます。

区分		内容
I a	健全	構造物の機能に支障が生じておらず、措置の必要がない状態
I b		構造物の機能に支障が生じておらず、当面措置の必要はないが、状況に応じて措置を講ずる必要もありうる状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

橋梁点検結果(河北町)

橋梁名	(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	点検記録		備考
						点検年度	判定区分	
岩清水橋	(イワジミズハシ)	両所山口線	1984	15.6	6.2	H30	II	
弥勒寺沢橋	(ミロクジサワハシ)	弥勒寺岩木線	1986	13.0	6.0	H30	II	
吉野橋	(ヨシノハシ)	吉野第1号線	1968	20.9	3.1	H30	III	
ひなの橋	(ヒナノハシ)	吉田東線	2004	29.4	18.5	H30	I a	
吉田東橋	(ヨシダヒガシハシ)	吉田東第2号線	1982	28.6	4.0	H30	II	
八景橋	(ハツケイハシ)	八景園線	2010	11.2	5.0	H30	I b	